

一関地方振興局長告示第7号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年3月28日

一関地方振興局長 藤尾善一

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止 年月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手 一3	阿部栄吉 一関市萩荘字境ノ神 277 番地			○	○	阿部栄吉 一関市萩荘字境 ノ神	平成18年3月8 日
岩手 一6	阿部武 一関市萩荘字境ノ神 278 番地			○	○	阿部武 一関市萩荘字境 ノ神	平成18年3月8 日
岩手 一20	阿部勲 一関市萩荘字境ノ神 278 番地			○	○	阿部勲 一関市萩荘字境 ノ神	平成18年3月8 日
岩手 一22	阿部長一 一関市萩荘字境ノ神 278 番地			○	○	阿部長一 一関市萩荘字境 ノ神	平成18年3月8 日